

2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。令和5年度分として測定され、報告のあったものを計上しています。

(1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m³N、焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設の種類			測定対象	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等含)	その他施設数 **	測定結果		基準値
								最小	最大	
廃棄物焼却炉	新設*	4t/h以上	1	0	1	0	—	—	0.1	
		2～4t/h	5	5	0	0	0.00000031	0.015	1	
		2t/h未満	42	29	12	1	0	0.87	5	
	既設*	4t/h以上	0	0	0	0	—	—	1	
		2～4t/h	14	12	2	0	0.000087	1.0	5	
		2t/h未満	48	35	12	1	0	4.9	10	
	計			110	81	27	2	—	—	
	焼却灰			108	79	27	2	0	0.32	
	ばいじん			90	63	25	2	0	13	

(*) 新設：法施行日（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行日（平成12年1月15日）に設置されていた施設

(**) 測定日程調整中等の施設

イ 排水（単位 pg-TEQ/L）

特定施設の種類	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	6	5	1	0	0.033	10
クラフトパルプ°又はサルファイトパルプ°の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	2	1	1	0.0018	0.0018	10

(2) 基準の適合状況について

報告があった施設、事業場については全て基準に適合しています。

(3) その他

詳細については「とくしまの環境」のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyoundai/water/chemical/dioxin/>